

富士吉田市公告第 17 号

富士吉田市が発注する下記の工事は、富士吉田市特定共同企業体取扱要綱に基づく特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間及び方法等について地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び富士吉田市財務規則（平成 3 年規則第 9 号）第 180 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

富士吉田市長 堀 内 茂

1. 対象工事

- (1) 工事名 道の駅富士吉田新築棟建設（機械設備）工事
- (2) 工事場所 富士吉田市新屋 1936-6
- (3) 工事概要 機械設備工事一式
- (4) 工 期 本契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日
- (5) 予定価格 203,800,000 円（消費税及び地方消費税抜き価格）

2. 競争入札参加資格（共同企業体の要件）

富士吉田市における建設工事の入札参加有資格者名簿（管工事）に登載され、次の要件を満たす 2 者を構成員とする自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体の構成員は、同一工事で他の特定建設共同企業体の構成員となれないものとする。

(1) 代表構成員の要件

- ア 富士吉田市内に、建設業法に基づく許可を受けた本社を有し、富士吉田市建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づく格付け又は基準を満たし、かつ、管工事登載者の格付けが A 等級であること。
- イ 共同企業体構成員もしくは単独で過去 10 年間に公共工事の元請として管工事（1 件 5,000 万円以上の工事）を施工した実績があること。ただし、共同企業体による実績は、比率が 30% 以上のものとする。
- ウ 正社員（公告日以前 3 ヶ月以上在籍。以下同じ。）として建設業法の許可業種（管工事）に係る監理技術者 1 名を工事現場に専任で配置することができること。

(2) 代表以外の構成員の要件

- ア 富士吉田市内に、建設業法に基づく許可を受けた本社を有し、富士吉田市建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づく格付け又は基準を満たし、かつ、管工事登載者の格付けが B 等級以上の者であること。
- イ 構成員それぞれから正社員として建設業法の許可業種（管工事業）に係る主任技術者 1 名を工事現場に専任で配置することができること。

(3) 全ての構成員が、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- ア 建設業法の許可業種（管工事業）に係る営業年数が当該許可を受けた日から 3 年を

経過していること。

- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - ウ 富士吉田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の構成員が入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受け、入札日の日において処分を受けた日から 2 年以上を経過していること。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされていないこと（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）。
 - カ 富士吉田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
 - キ 入札資格審査時に富士吉田市税を完納していること。
 - ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触しないこと。
- (4) 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上とする。
 - (5) 共同企業体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (6) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇 道の駅富士吉田新築棟建設（機械設備）工事共同企業体」とする。

3. 入札参加手続等

- (1) 申請書等（所定様式）の配布方法
 - ア 配布開始：令和 7 年 5 月 19 日（月）から
 - イ 配布方法：富士吉田市ホームページからダウンロードすること。
（管財契約課の窓口でも可。但し、土・日・祝祭日を除く。）
- (2) 申請書等の提出方法
 - ア 提出期限：令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）
 - イ 提出場所：富士吉田市総務部管財契約課
 - ウ 提出方法：提出場所に郵送（必着）もしくは直接持参する。
- (3) 提出書類（所定の様式は市ホームページからダウンロードすること）

ア 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）	1 部
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号）	正本 1 部
ウ 一般競争入札参加資格要件総括表（様式第 3 号）	構成員各 1 部
エ 同種又は類似工事の施工実績報告書（様式第 4 号）	1 部
（実績を証明する書類・契約書等の写し 1 部を添付すること。）	
オ 配置予定技術者の資格・施工工事経験報告書（様式第 5 号）	1 部
（資格を証明する書類及び契約書の写しを構成員各 1 部添付すること。）	
カ 監理技術者及び主任技術者が正社員であることを証する書類（写）	一人各 1 部
キ 直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）	構成員各 1 部

ク 建設業許可の写し	構成員各 1 部
ケ 代表構成員への構成員（代表構成員以外）の委任状	構成員各 1 部
コ 誓約書	構成員各 1 部

4. 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出をもって行うものとし、その結果は改めて令和 7 年 6 月 6 日（金）に代表構成員に書面により通知する。

5. 設計図書の閲覧等

（1）配付（貸出し）

入札参加資格審査申請書の提出時、書類等の不備がなければ配付することができるものとする。

ア 場所：富士吉田市総務部管財契約課

イ 開始：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝祭日を除く。）

（2）返却

ア 期限：令和 7 年 6 月 24 日（火）まで ※なお、入札参加資格の確認後、参加資格が認められなかった場合は、配布した CD-R は直ちに返却することとする。

午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝祭日を除く）

イ 方法：来庁するか入札会場で直接返却すること。

6. 設計図書に対する質問等

（1）設計図書に関する説明会は行わない。

（2）設計図書に関する質問等がある場合は、次のとおり質問書に記載し、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法で提出すること。

ア 受付期限：令和 7 年 6 月 13 日（金）まで

午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝祭日を除く）

イ 受付場所：富士吉田市総務部 管財契約課

メールアドレス：kanzai-keiyaku@city.fujiyoshida.lg.jp

FAX 番号：0555-22-0703

（3）富士吉田市ホームページに回答を記載する。なお、質問等がない場合は、記載しない。

回答日：令和 7 年 6 月 18 日（水）※午後 5 時までに回答する。

7. 入札書

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

8. 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書には、名称、品質寸法、数量、単価及び金額を明示すること。
- (2) 工事費内訳書は入札書と同じ封筒に入れて提出すること。
- (3) 工事費内訳書は原則として、返却しない。

9. 入札書の提出方法

一般書留、簡易書留もしくは特定記録郵便により郵送または直接持参する。内封筒表側に、「入札書在中」と明記し、件名、参加者商号又は名称を記載し、入札書、工事費内訳書を封かんした上で糊付け部分に割印を押印する。

提出書類	入札書（内封筒に封かん）※工事費内訳書も同封する
提出期限	令和7年6月23日（月） 午後5時（必着）
送付先	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号 富士吉田市総務部管財契約課

10. 開札

日 時	令和7年6月24日（火）午前9時
場 所	市役所大会議室

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は委任状を提出すること。

11. 落札者の決定方法

富士吉田市財務規則第185条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格をもって有効な入札を行い、かつ、この公告に掲げる資格を有する者を落札者とする。

12. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 郵便入札の手引きに定めた入札の無効に該当する入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 入札心得等入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札参加資格の確認を受けた者で、入札時において、入札に参加する者に必要な要件を満たさなくなった者の行った入札

13. 契約の締結について

この公告の工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び富士吉田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約である。したがって、議会の議決に付し可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

また、この公告の工事は、この公告と同日付に公告の下記工事と一体不可分であることから、当該工事の契約が1件でも成立しない場合は、落札者との契約は保留とし、一体不可分の工事がすべて成立したところで契約とする。

※一体不可分の工事

道の駅富士吉田新築棟建設（建築主体）工事

道の駅富士吉田新築棟建設（電気設備）工事

14. その他

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 近接工事 | なし |
| (2) 最低制限価格制度 | 適用する |
| (3) 契約書作成の要否 | 要 |
| (4) 前金払 | 適用する |
| (5) 中間前金払 | 適用する（ただし、部分払との選択制とする。） |
| (6) 部分払い | 適用する（ただし、中間前金払との選択制とする。） |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 契約金額の 10/100 納付 |

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (9) 入札参加申請を行った者（共同企業体）は、「2 競争入札参加資格」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- (10) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (11) 別に掲げる「入札説明書」を必ず確認の上、参加申請すること。
- (12) 不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市 総務部 管財契約課

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目 1 番 1 号 電話 0555-22-1111 内線 299